係る区域が属することとなつた市町村の産業分類別就業者数、昼間流入人口又は昼間流出人口に加えた数とする。

3　第一項第一号(一)の(3)又は(二)の(4)の場合において、令和四年一月二日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、当該廃置分合又は境界変更後の市町村の宅地平均価格指数は、当該廃置分合又は境界変更後の市町村が同年一月一日現在において廃置分合又は境界変更後の区域をもつて存在していたものと仮定して総務大臣が定める指数とする。

4　第一項第二号(一)及び第三号(一)の場合において、令和二年十月二日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における関係市町村の令和二年産業分類別就業者数については、第二項の規定を準用する。

5　第一項第二号(二)の場合において、令和二年度分の固定資産税に係る概要調書を作成した後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における関係市町村の田畑、牧場及び宅地の面積については、第五条第二項第二号の規定を準用する。

6　第一項第三号(二)の場合において、令和二年二月一日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における関係市町村の林野面積の総数については、第五条第二項第二号の規定を準用する。

（経常態容補正係数の算定方法）

第十一条の二　都道府県の「小学校費」及び「中学校費」に係る経常態容補正係数は、それぞれ次の算式によつて算定した率とする。

算式

$$(A-1)\times\alpha+1$$

算式の符号

［略］

α　「小学校費」にあつては0.168、「中学校費」にあつては0.168

2　「特別支援学校費」のうち教職員数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［A×｛(C－1)×0.107＋D｝＋｛(B×1.24)×D｝］／(A＋B)

(C－1)×0.107に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A×｛(C－1)×0.107＋D｝、(B×1.24)又は｛(B×1.24)×D｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

3　市町村の「消防費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$B\ /\ (A\times 11.6)$$

算式の符号

［略］

係る区域が属することとなつた市町村の産業分類別就業者数、昼間流入人口又は昼間流出人口に加えた数とする。

3　第一項第一号(一)の(3)又は(二)の(4)の場合において、平成二十九年一月二日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、当該廃置分合又は境界変更後の市町村の宅地平均価格指数は、当該廃置分合又は境界変更後の市町村が同年一月一日現在において廃置分合又は境界変更後の区域をもつて存在していたものと仮定して総務大臣が定める指数とする。

4　第一項第二号(一)及び第三号(一)の場合において、平成二十七年十月二日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における関係市町村の平成二十七年産業分類別就業者数については、第二項の規定を準用する。

5　第一項第二号(二)の場合において、平成二十七年度分の固定資産税に係る概要調書を作成した後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における関係市町村の田畑、牧場及び宅地の面積については、第五条第二項第二号の規定を準用する。

6　第一項第三号(二)の場合において、平成二十七年二月一日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における関係市町村の林野面積の総数については、第五条第二項第二号の規定を準用する。

（経常態容補正係数の算定方法）

第十一条の二　都道府県の「小学校費」及び「中学校費」に係る経常態容補正係数は、それぞれ次の算式によつて算定した率とする。

算式

$$(A-1)\times\alpha+1$$

算式の符号

［同左］

α　「小学校費」にあつては0.163、「中学校費」にあつては0.163

2　「特別支援学校費」のうち教職員数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［A×｛(C－1)×0.104＋D｝＋｛(B×1.22)×D｝］／(A＋B)

(C－1)×0.104に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A×｛(C－1)×0.104＋D｝、(B×1.22)又は｛(B×1.22)×D｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

3　市町村の「消防費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$B\ /\ (A\times 11.5)$$

算式の符号

［同左］